

防府市環境保全協定に基づく細目協定について

1. 経緯

平成 28 年度にご審議いただいた、防府バイオマス・石炭混焼発電所の建設計画において、細目協定値をご審議いただく際、硫黄酸化物の項目の他、光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM_{2.5}）の問題から、窒素酸化物やばいじんの細目協定値設定の必要性についてご意見をいただいた。

2. 細目協定について

一定規模以上の工場等を新設又は増設しようとする場合、防府市環境保全条例第 11 条に基づき、環境保全協定の締結を申し入れており、山口県公害防止条例に規定する指定工場の場合は、細目協定の締結についても申し入れる。

環境保全協定の主旨の実現のため、環境への負荷の大きな事業所と現実に合わせて**目標値**や環境対策を明示するもの。

現実と乖離する部分が多い法令の規制基準を補完し、かつ、より**現実に即した値**を設定することで、環境対策への一層の努力を求めるもの。

3. 細目協定値について

施設の運転管理の徹底により、守りうる値を細目協定値として、各環境項目（大気、水質、騒音、悪臭）にて設定するもの。なお、細目協定値設定項目については、表 1 のとおりである。

また、細目協定締結後の把握方法は、市による測定その他、法令に基づく測定結果の報告を求める。

表 1. 環境項目と細目協定値設定項目について

環境項目	協定値設定項目
大気	・ばい煙発生施設ごとの硫黄酸化物排出量
水質	・総合排出水の汚染状態の最大値（pH, COD, SS, T-N, T-P） ・特定排出水の汚濁負荷量（COD, T-N, T-P）
悪臭	・三点式臭袋法に基づく敷地境界における臭気指数
騒音	・敷地境界における騒音

4. ばい煙発生施設の規制について

ばい煙発生施設における硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじんの規制は、表 2 のとおりである。

表 2. 防府市における硫黄酸化物等の規制について

項目	規制の種類
硫黄酸化物（SO _x ）	K 値規制（ $K \times 10^{-3} \times H e^2$ 防府市：K = 4.5） 総量規制（大気汚染防止法に準じた県条例による規制）
窒素酸化物（NO _x ）	濃度規制（種類、規模、設置年月日により値が異なる）
ばいじん	濃度規制（種類、規模、設置年月日により値が異なる）

5. ばい煙発生施設について

細目協定締結事業所に設置又は予定されているばい煙発生施設は、表3のとおりである。

表3. ばい煙発生施設の設置状況について

ばい煙発生施設の 種類	燃料	排出ガス量 (湿り最大) m ³ N/h	施設数	
1. ボイラー	石炭	10万以上20万未満	4	49
	石炭+バイオマス	40万以上50万未満	1	
	重油	500以上1,000未満	1	
	都市ガス	500以上1,000未満	2	
		1,000以上2,000未満	14	
		2,000以上3,000未満	1	
		3,000以上4,000未満	1	
		4,000以上5,000未満	1	
		5,000以上6,000未満	5	
		6,000以上7,000未満	5	
		1万以上2万未満	2	
	2万以上3万未満	3		
小型ボイラー	都市ガス※1	1,000以上2,000未満	9	
5. 金属溶解炉	都市ガス	2,000以上3,000未満	2	2
6. 加熱炉	電力※2	100未満	3	3
9. 焼成炉	重油	4,000以上5,000未満	4	15
		2万以上3万未満	4	
	都市ガス	1万以上2万未満	3	
	電力※2	1万以上2万未満	4	
11. 乾燥炉	都市ガス	2,000以上3,000未満	1	8
		3,000以上4,000未満	1	
		5,000以上6,000未満	2	
		8,000以上9,000未満	1	
		1万以上2万未満	2	
		5万以上6万未満	1	
13. 焼却炉	重油	6,000以上7,000未満	1	1
29. ガスタービン	都市ガス	8万以上9万未満	1	1
30. ディーゼル機関	重油※1	1,000以上2,000未満	1	3
		5,000以上6,000未満	2	
			合計	82

※1 NO_x及びばいじんについての規制基準値は、現在、適用されていない。

※2 NO_xについては、対象外。

6. 今後の方針について

表3の施設の内、下記を除く施設を対象の最大の範囲とし、今後の協議のうえ、施設及び各施設の細目協定値について決定したい。

(平成29年11月現在 窒素酸化物：63施設、ばいじん：67施設)

- ・法の排出基準が、当分の間、適用されていない小型ボイラーは、法の排出基準が適用されるまでは対象としない。
- ・法規制値が適用されていないディーゼル機関は対象としない。
- ・電気を熱源とするばい煙発生施設は、窒素酸化物について対象としない。
- ・排出ガス量 $100\text{ m}^3\text{ N/h}$ 未満の電気の加熱炉は、規模を考慮し、窒素酸化物のほか、ばいじんについても対象としない。

大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設について

番号	施設の種類	規模
1	ボイラー(熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。)	環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積(以下単に「伝熱面積」という。)が10平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。
	小型ボイラー	伝熱面積が10平方メートル未満で、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上のもの。
5	金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉	火格子面積(火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。)が1平方メートル以上であるか、羽口面断面積(羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。)が0.5平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び熔融炉	火格子面積が1平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。
11	乾燥炉	
13	廃棄物焼却炉	火格子面積が2平方メートル以上であるか、又は焼却能力が1時間当たり200キログラム以上であること。
29	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。
30	ディーゼル機関	